●香川県告示第234号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和6年12月3日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱 香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱(平成16年香川県告示第210号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(公表事項及び公表の方法)

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、<u>それ</u> <u>ぞれ</u>同表の<u>右欄</u>に掲げる公表事項をインターネットの利用<u>その他の適切な</u> 方法により公表するものとする。

公共工事又 は委託業務	公表事項
公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施 行令(平成13年政令第34号。以下「政令」という。)第
	5条第1項に規定する事項
	政令第5条第5項に規定する事項
	政令第7条第1項各号に掲げる事項
	政令第7条第2項各号に掲げる事項
	政令第7条第3項に規定する事項
	予定価格 (随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。)
	最低制限価格及び低入札価格調査基準価格

(公表事項及び公表の方法)

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の<u>中欄</u>に掲げる公表事項を<u>それぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧</u> に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの 利用により公表するものとする。

71110072	双りつものとりつ。	
公共工事又 は委託業務	公表事項	<u>閲覧場所</u>
公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化 の促進に関する法律施行令(平成 13年政令第34号。以下「政令」と いう。)第5条第1項に規定する 事項 政令第5条第5項に規定する事項 政令第7条第1項各号に掲げる事 項	香川県土木部土木監理課(以下「土木監理課」という。)、 香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所
	政令第7条第2項各号に掲げる事項 取令第7条第3項に規定する事項 予定価格(随意契約による場合は、 当該予定価格が250万円を超える ものに限る。) 最低制限価格及び低入札価格調査 基準価格	公表に係る公共工事 の予定価格が1億円 以上のものにあって は土木監理課、1億 円未満のものにあっ ては当該公共工事を 執行する課等(香川 県会計規則(昭和39 年香川県規則第19号) 第2条第1号に規定

				する課又は同条第 号に規定する所を う。以下同じ。)
入札による 委託業務	発注見通し	入札による 委託業務	建設コンサルタント等業務に係る 発注見通し	土木監理課、香川 小豆総合事務所、 業事務所、土地改 事務所、土木事務
	入札結果に関する事項		指名競争入札を行った場合におけ る指名した者の商号又は名称 入札者の商号又は名称及び入札金 額	及び香川県高松港 理事務所 公表に係る委託業 の予定価格(簡易: 募型プロポーザル) 式による場合は、
			落札者の商号又は名称及び落札金 額 委託業務の名称及び場所	安額) が2,000万 以上のものにあっ は土木監理課、 2,000万円未満の
	17/4 o 4 ch > 18 } 7 * 7 * 7	Intervention of the second of	予定価格 最低制限価格及び低入札価格調査 基準価格	のにあっては当該 託業務を執行する 等
よる委託業 務で予定価 格が100万	契約の <u>内容に関する事項</u>	務で予定価 格が100万	<u>委託業務の名称及び場所</u> 契約金額	
円を超えるもの	随意契約の相手方の選定理由略	円を超える もの	随意契約の相手方の選定理由 予定価格	

附 則 この要綱は、公布の日から施行する。